

令和2年4月8日

千葉市内建設関係団体等の長 様

千葉市建設局土木部
技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る
緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年4月7日に内閣総理大臣より緊急事態宣言が発出され、緊急事態措置を実施すべき期間を5月6日までの29日間、実施すべき区域として千葉県を含む7都府県が指定され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下、基本的対処方針という。）が示されました。

基本的対処方針では、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路の公物管理、公共工事などが挙げられており、これらを踏まえ、本市発注の既契約工事及び業務において、下記のとおり取り扱うこととしましたので、貴会員（組合員）企業への周知をお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月28日技術管理課長）は廃止します。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等

既契約の工事又は測量・調査・設計等の業務（以下、工事等という。）については、今後の対応について受発注者による協議を行う。

協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下、一時中止等という。）の希望がある場合には、受注者の責に帰することができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更（以下、一時中止措置等という。）を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど適切に対応する。なお、一時中止の期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ適切に設定する。

また、基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものとして、河川や道路の公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事等や災害復旧等の市民の生命・財産の保護のために

緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

2. 工事等の継続又は再開にあたっての感染拡大防止対策の徹底

工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むものとする。

この際、密閉・密集・密接の3つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。

[参考]

○内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

URL：http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

担 当：技術管理課技術調整班

連絡先：245-5367